国による「電気・ガス価格激変緩和対策事業」に係る電気料金の措置について (修正 及び 期間延長のお知らせ)

(1) 概要

当社は、現在展開している電力小売事業において国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」 (以下、「本事業といいます。」)の交付決定を令和4年度に続いて、令和5年度も受けました。

これに伴いまして、2024年1月使用分(2月検針分)以降も電気料金の算定において、国が定める値引き単価により、電気のご使用量に応じた値引きを行います。

なお、本事業に関してお客さまご自身でのお手続きや、当社へのお申し込みは不要です。

- 1.「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の概要
- 2 0 2 2 年 1 0 月に政府が決定した「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」 に盛り込まれたエネルギー価格高騰対策です。
- ●2023年1月以降、毎月の電気料金通知書に直接反映する形で料金の値引きを行っています。電気料金の上昇によって影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業の負担を直接的に軽減します。

2. 適用対象

当社と低圧・高圧※の電気需給契約があるお客様。 ※特別高圧のお客様は対象外です

- 3. 適用期間
- ●2023年2月検針分~2024年4月検針分まで (2024年5月検針分以降は、激変緩和の幅が縮小される見込み)

4. 値引き内容

2023年2月検針分~2023年9月検針分

●低圧:値引き単価1kWhあたり7円 (税込)

●高圧:値引き単価1kWhあたり3.5円(税込)

2023年10月検針分~2024年4月検針分

●低圧:値引き単価1kWhあたり3.5円(税込)

●高圧:値引き単価1kWhあたり1.8円(税込)

2024年5月検針分以降の値引き単価及び期間は、内容決定次第、掲載させて頂きます。

5. 値引き額の反映方法

各月の燃料費調整額等に値引き額を反映します。

詳細は、経済産業省資源エネルギー庁の特設サイトをご覧ください。

https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/

以上